

お申込み前に必ずお読みください。

重要事項説明書

本書面は電気事業法第2条の13の規定に基づき、電気需給契約の締結にあたり重要な事項を記載したものです。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面および当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。十分ご理解いただきますようお願いいたします。

◆供給開始時期

- 電気需給契約締結後、お客さまが現在契約されている小売電気事業者との解約や一般送配電事業者との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した後に供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。
- 一般送配電事業者の工事進捗状況等により、お申込みの際にご記入いただいた供給開始予定日のご希望には添えないことがございますのであらかじめご了承ください。

◆料金について

- 電気料金は、基本料金（ネクストプラン電灯Aの場合は最低料金）、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- 契約種別ごとの基本料金および電力量料金の単価は以下のとおりです。

ネクストプラン電灯A (円、税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|------------------|------------------|------|--------|
| 最低料金（最初の11kWhまで） | | 1契約 | 279.75 |
| 電力量料金 | 11kWh超過120kWhまで | 第1段階 | 21.37 |
| | 120kWh超過300kWhまで | 第2段階 | 26.99 |
| | 300kWh超過分 | 第3段階 | 28.98 |

ネクストプラン電灯B (円、税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|------------------|------|--------|
| 基本料金 | | 1kVA | 336.60 |
| 電力量料金 | 最初の120kWhまで | 第1段階 | 16.97 |
| | 120kWh超過300kWhまで | 第2段階 | 22.50 |
| | 300kWh超過分 | 第3段階 | 24.15 |

ネクストプラン低圧電力 (円、税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|------|------|----------|
| 基本料金 | | 1kW | 1,060.68 |
| 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 15.80 |
| | その他季 | | 14.36 |

※実際の請求額には四国電力にて毎月単価が変動する燃料費調整額および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

【事務手数料】

| | |
|-----------------------|----------|
| 初回事務手数料 | 無料 |
| 電気料金とご使用量のお知らせ（WEB） | 無料 |
| 電気料金とご使用量のお知らせ（圧着ハガキ） | 220円（税込） |

※圧着ハガキでの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求いたします。

◆契約期間および契約更新

- 契約期間は、原則として3年（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則3年ごとに同一条件にて電気需給契約を自動更新するものといたします。

◆お申込みについて

- 新日本エネルギーの電気需給契約にお申込みされる場合は、当社ホームページまたは所定のお申込み用紙に必要事項をご記入しお申込みください。郵送でのお申込みの場合は、株式会社NEXT ONE(〒150-0002東京都渋谷区渋谷3-3-5NBF渋谷イースト3F)宛にご郵送ください。
- 以下のすべての条件に該当するお客さまが電気需給契約の対象者となります。
 - ①契約電力50kW未満の低圧契約であること
 - ②四国電力の供給エリア内で既に電気供給を受けていること
 - ③新日本エネルギー電気需給約款に承諾いただけること
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続は、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続を進めることが可能となります。

◆電気料金の算定

- 電気料金の算定期間は原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。
- 契約開始月の算定期間は、供給開始日から直後の検針日前日とします。
- 契約解約月の算定期間は、直前の検針日から供給解約日前日とします。
- 一般送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- 使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器により計量します。
- 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

◆料金の支払い方法・支払期日

- 電気料金については毎月、工事費等についてはそのつど、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- お支払い方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- お支払い期日は当社がお客さまに別途通知する日といたします。当該支払期日が休日の場合にはその直後の営業日を支払期日といたします。
- 毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- 請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料220円(税込)」が別途必要となります。
- 一般送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますのであらかじめご了承ください。
- 契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年14.6%の割合を乗じて算定した延滞利息および延滞通知手数料220円(税込)を電気料金とあわせて請求させていただきます。
- 販売代理事業者を通じて、お申込みをいただいたお客さまは、当社が電気料金その他の債務に係る債権を販売代理店事業者に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。

◆供給電圧および周波数

- 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。周波数は、標準周波数60ヘルツとします。

小売電気事業者の名称および住所・お問合せ先



小売電気事業者：株式会社NEXTONE（登録番号A0463）代表取締役社長 斉藤 徹
本社所在地：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-3-5NBF 渋谷イースト3F

Webによるお手続き・お問合せ

<https://nj-e.jp>

電話によるお問合せ
【受付時間】
9：00～19：00

☎ 0120-996-500

◆解約・変更手続きおよびそれに係る料金

- お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話から15日前までにお知らせください。変更内容については、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 更新月（供給開始月（電気需給契約が更新された場合は更新された月）から起算して36ヶ月目とその翌月）を除き、契約期間に解約した場合は解約金が発生します。

| | |
|-----|------------|
| 解約金 | 9,900円(税込) |
|-----|------------|

◆当社からの契約の解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨を解約の15日前にお知らせいたします。
 - ①料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ②電気料金以外の電気需給約款によって支払を要することとなった債務（延滞利息、延滞通知手数料等、その他電気需給約款から生ずる金銭債務）を支払われない場合
 - ③契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ④その他、電気需給約款等に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合
- お客さまが、当社に通知なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合は、契約を解約いたします。

◆当社からの契約の変更

- 当社は、法令・条例・規則等の改正により電気需給約款の変更の必要が生じた場合や、その他当社が必要と判断した場合は、電気需給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他供給条件は変更後の電気需給約款によります。
- 電気需給約款の変更にもなる供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下の通り行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①当社ホームページに記載する方法その他当社が適切と判断した方法により行うこと
 - ②供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみ説明、記載すること
 - ③契約変更後の書面交付を行う場合には、当社の名称・住所、お客さまの契約年月日、供給地点特定番号および当該変更をした事項のみ記載すること
- 電気需給約款の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまわらない内容の場合は、以下の通り行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明および契約変更前の書面交付は、変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること
 - ②契約変更後の書面交付をしないこと

◆違約金および設備賠償金

- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として支払っていただきます。
- 免れた金額は、当社が定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- 不正に使用した期間を確認できないときは、6ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能の場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は、帳簿価額と取替工事との合計額を賠償していただきます。

◆クーリングオフ制度

お申込み内容を記載した書面を受け取った日からその日を含めて8日以内であれば、お申込みを撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」という）をできるものといたします。
お申込みの撤回等は、書面を発信したときに効力が生じますので必ず郵便（できれば簡易書留）により上記期限内（8日以内の消印有効）にご契約者氏名、住所、契約日、書面受領日、担当者名、お申込みを撤回する旨を記載し、当社へお送りください。

◆その他工事費等に関する費用

- お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費を請求された場合はお客さまにその費用を負担していただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

◆スマートメーターへの取替え

- お客さまから当社へのお申込み完了後、スマートメーターが設置されていないお客さまは、一般送配電事業者によりスマートメーターへの取替を実施いたします。原則として、取替えに伴う工事費等費用は発生しませんが、停電を伴う作業になる場合がございますのであらかじめご了承ください。

◆電気の供給に関するお客さまへのお願い

- お客さまへの電気供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項をお客さまにて遵守していただきます。
 - ①一般送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には一般送配電事業者に通知すること
 - ②電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社または一般送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること
 - ③お客さまに電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること
 - ④電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担で必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと

◆その他

- 一般送配電事業者の指示や災害の発生時により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約解約に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 研究・分析のため、契約期間中に得た匿名加工情報（供給地点の郵便番号、30分電力量）を利用することを、あらかじめ承諾していただきます。またアンケートを実施する場合があります。これらの情報を加工した統計・分析データ等について、ウェブサイトやその他媒体に掲載・転載しその他の事業活動に利用することがあります。
- 匿名加工情報の作成および第三者提供は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。

◆個人情報の取扱いについて

- 契約手続き時にお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電気供給に必要な範囲で一般送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。
- お客さまが、当社の電気需給約款によりお支払いいただくことが必要となった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してもなおお支払いが確認できない場合等には、お客さまの氏名、住所、お支払い状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

◆反社会的勢力の排除

- お客さまには、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうロゴ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、以下の各項目について確約いただくものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は事前に通知せずに、お客さまとの電気需給契約を解約することができるものとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。
 - ①自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと
 - ②自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し、暴力的行為、詐術、脅迫等言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと